



KAIGO TREND NEWS

ヘルパーさんを育てる



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

6) 日常業務から人事考課を図る

日々の日常業務の中でヘルパーさんをどう育てるかについて書いてみます。

まず、利用者さんを訪問するヘルパーさんが決まると、事務所に来ていただきます。そこで、利用者さんの介護に必要な情報を提供します。又、記録の書き方を説明します。最近では、個人情報をお貸ししたり複写を渡すことができなくなっています。ですからヘルパーさん自身が書きとめることになります。ヘルパーさんが専用のノートを用意し書いているかどうかをチェックしましょう。メモ紙に書いたり、紙とペンを貸りるようではいけません。紛失や漏えいしやすい状況を見ずからつくらないようにしましょう。

次に利用者さんの情報内容として概略や要約を伝えますが、実施する介護内容と目標に矛盾がないかを確認します。質問があれば良しとします。質問はサービス提供者にとっても別の方向から視点を捉えることになります。また、サービス提供責任者が、必要な介護内容や的確な情報を伝えなかったことも考えられ、補えることがたくさんあります。サービス提供責任者は採用したヘルパーさんに対して、できるだけ情報を提供し、安心して介護業務ができるような仕組みを作ることが大切です。

次に記録の書き方の注意を説明します。間違っ

た場合の修正方法や介護内容のチェック、曜日と時間帯などを詳しく伝えます。自由記載欄は特に注意して書くように伝えます。たとえば代行業務(家事援助は代行業務



です)があった場合でも利用者の状況を把握しなければならないことになっていきますので、利用者さんの状況を正確に書くように説明します。

よくあるのが、「本人は元気でした」とか「今日はお天気がよくさわやかでした」、さらには何も書いてない記録が見受けられます。このような情報でサービス提供責任者は居宅介護支援(ケアマネ)に月次報告として書けません(毎月の介護提供に対する報告は義務化していますので毎月ケアマネに提出することになっています。サービス提供実績とは異なります)。

記録が指定日以内に提出されない場合や、書いた内容にもチェックをし、内容に大きな間違いがあれば差し戻しとなります。よくサービス提供責任者が利用者さん宅を訪問し、間違っ

た記録の修正をお願いすることがありますが、ヘルパーさん自身が修正していくことが望ましいのです。契約の中で、記録についての提出義務が記載してあればなおさらです。厳しい所では適正な介護実施記録を提出しない限り賃金への影響もあるそうです。こういうところもチェックとなります。このほかに調整の必要な時に連絡が取れるか、利用者の状況を連絡してくれるかなどがあります。遅刻や早退・訪問時間変更や、急に休むなども人事考課の対象です。

第11回 「介護ビジネス研究会」

6月26日(土) 予定 13:00 ~ 16:00 ● 弊社会議室にて開催

※参加費は無料です(但し茶菓代として500円必要)。参加ご希望の方はお電話ください。



事業所
訪問
5

「一人ひとりがその人らしく終末期を過ごせるよう、ホスピスワークは、自由であるべき」。進化しつづけるナーシングホーム

ホスピス・ナーシングホーム「クリーム」

広島市東区戸坂大上 4 丁目 21-26
平成 15 年 6 月 1 日開設

Tel 082-220-0235

<http://st-ruis.jp/cream/index.html>

“こだわらないことがこだわり” の自由なホーム

元は 38 床のベッドを持つ一般病院だったが、多くの終末期患者との関わりの中で、“当時の終末期医療に疑問を感じ、理想の最期の場所づくりをしたい”と、平成 15 年に開設された「ホスピス・ナーシングホーム クリーム」の協力医に就任した土井龍一さん（土井クリニック戸坂院長）。現在は、内科・胃腸科・心療内科・緩和ケア科を専門とする「土井クリニック戸坂」をはじめ、訪問リハビリ・訪問看護・居宅介護支援・訪問介護などの事業所の協力を得て運営。名称の「ホスピス・ナーシングホーム」は、従来のホスピス、ナーシングホーム、緩和ケア、老人ホームとは一線を画す、協力医である同氏の理想とする場所づくりを展開したいとの思いが詰まっている。

「クリーム」の特徴は、まず、看護師など専門資格を有するスタッフが常駐していること。入居する方が抱えている病はガン、精神疾患、難病指定されている疾患など、さまざままで、どの方も医療依存度が高い。そのため、より専門的で高度な知識や能力が要求される。「お一人おひとりがその人らしく生きていくことができる」ことを第一義として、万全の医療バックアップ体制を整えている。

また、従来のホスピスにとらわれない自由さも、ここならではの。肉親をはじめ、多くの終末期を迎えた患者さんの看取りで、「生きること・死ぬこと。そして、医療のあり方について考えさせられ、たくさんのことを教えられた」という同氏は、「従来の枠にとらわれない、こだわらない」ホーム運営が行われているという。できるだけ、その方が家庭で過ごした雰囲気を保つことができるよう、特に厳しいルールは設けられていないという。また、働いているスタッフは、私服または明るい柄のユニフォームを着ている。



▲スタッフはこのような明るい色のユニフォーム着用が私服。そのためホーム内の雰囲気が明るく感じられる。



▲ホスピス・ナーシングホーム「クリーム」外観



▲土井龍一さん

地域に根ざし、地域と一緒に人生を

「ホスピス・ナーシングホーム クリーム」の協力医となって丸 7 年。在宅医療現場などを含め、多くの方を看取り続けてきた同氏は、今後「以前は、地域で行われてきた“人間が自然の成り行きとしてとりおこなってきた看取り”をもう一度地域に戻し、できるだけ住み慣れた環境で、最愛の家族に見守られながら最期まで自分らしく生きること、終生期ができるように、ここをそのシンボルとしたい」と考えている。そのためには、地域の子どもから高齢者まで、地域の方方を良い意味で巻き込んで、生まれ、育ち、亡くなっていくという、人間として当たり前的人生と一緒に支えあっていきたいと考えている。そして、地域に根ざし、地域に合った看取りのあり方を構築していくことで、地域で暮らす安心を提供したいとも考えているそうだ。

ホスピスダイヤル

終末期医療の経験豊かな看護師、薬剤師、介護士が、癌や病気でお悩みの方やご家族の方々からのご相談に応じている。

TEL 080 - 1916 - 6002

■電話相談受付日：毎週水曜日

■対応時間：午後 1 時～午後 5 時

■担当者：看護師、薬剤師、
介護士（ホスピス経験者）

訪問看護の現場より
看護師のきもち

第15回

【訪問介護と共に支えた「がん末期」の事例】 限られた時間の「がん末期」に「速」対応の ケアマネジメント!! 確実なケアの指導と連携

訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子



「家に帰りたい」という妻の強い希望で在宅療養が始まった事例です。

77歳の妻（肝臓がん末期、要介護4）を、夫が一人で介護をされていました。退院直後より約1カ月の期間、訪問介護と訪問看護（医療保険対応）のサービスを利用していたとき、3日間の入院で最後を看取られました。

初回訪問で、利用者様は腰の痛みが強く、骨折の危険もあったので1日中ベッドの上での生活でした。舌をはじめ口の中はひどい口内炎で、痛みが強く十分な量の飲水や食事が出来ない状態でした。また、水様性の下痢便がたびたびあり、肛門周囲はひどいおむつかぶれ状態でビランや潰瘍が出来ていました。また38℃以上の発熱も頻繁にありました。退院翌日から点滴が毎日指示され、血管の状態が悪く実施にはかなり苦労しました。

とても看護師一人で限られた訪問時間内（90分以内）で病状の観察、医師への報告、指示の実施（点滴、薬剤の管理）、終末期の家族の支え、身体のケア等々を行える状況ではありませんでした。速、ケアマネさんに連絡・相談し、訪問介護サービスを同時訪問できるよう計画していただきました。終末期という限られた時間に対し、迅速に対応していただけたことは、日々変化する終末期の病状管理を担当する看護師として安心して役割が果たせると嬉しく思った次第です。訪問初期におけるケアマネさんとの信頼関係は、その後の連携をスムーズにする要因になります。訪問介護との

同時訪問当初は、サービス担当責任者がこられ、口腔ケアや臀部・陰部のケア等一緒に行き、ケア手順や注意事項等をメモされました。口腔ケアは、はじめに氷片を含んでもらいます。これは口腔内を潤すことと同時に痛みの感覚を麻痺させる目的があることを説明しました。薬の塗り方は、痛みがあるため薬を綿棒で多めにこすらず擦らずに置くように塗ることを伝えました。陰部・臀部ケアは、石鹸の泡を十分に立てて、タダレに泡をのせるようにして洗う方法を説明しました。医療依存度の高い場面での医療的根拠のワンポイントアドバイスをしながら、同時訪問をさせていただきました。その後、担当者の訪問時すべてにサービス担当責任者が同行しケアの手順や方法、根拠等を丁寧に指導されていました。確実な連携プレーの場面に同席したことで訪問介護に対する信頼が増したのには当然です。その後の厳しい病状のケアも安心して手際よく一緒に行うことが出来ました。身体介護の手順では、洗髪時のシャンプー液を前もって作って行う方法など、手際のよさと負担のない新しい方法をヘルパーさんから勉強させていただきました。また、逆に病状の不安定な時期に看護師の存在があることで「安心して身体介護が出来た」と言っていました。

顔の見える信頼関係が、お互いの得意分野（専門性）の理解と尊重を容易にし、連携をスムーズにするかを実感した「がん末期」の事例でした。

ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得

その⑫ “助成金—実習型試行雇用奨励金&助成金”

今回は、「実習型試行雇用奨励金&助成金」についてお話しします。

この制度は、十分な技能や経験を有しない求職者（例えばフリーター等）を「実習型雇用」として受け入れる事業主に支給される助成金です。

「実習型雇用」とは、原則6ヶ月間、有期雇用として受入、実習、座学を通じて企業のニーズにあった人材を育成し、その後の正規雇用へつなげる雇用を言います。

実習型雇用を実施するには、ハローワークに「実習型雇用」の求人申込みをし、ハローワークによる人材のマッチングを行います。マッチングが成立したら「実習型雇用」で行う実習内容について「実習型雇用実施計画書」を作成、提出します。原則6ヶ月の実習型雇用終了後、助成金請求により助

成金が支給されます。⇒月額10万円

（最長6ヶ月の場合、60万円）

上記において、実習型雇用を実施し、終了後に常用雇用として対象者を正規に雇入れた場合、正規雇用後の6ヶ月間の定着と、さらにその後の6ヶ月の定着を要件として、それぞれ50万円、計100万円が支給されます。

なお、支給には①ハローワークの紹介であること②雇用保険の事業主であること③解雇者を出していないこと④労働保険料の滞納がないこと等の一定の要件があります。

今回は「新卒者体験雇用奨励金」についてお話しする予定です。

TEL：082（254）6064（ロームシ）

ホームページ：

[社会保険労務士法人シャローム](#) [検索](#)



成年後見人の申立ての手続きについて 第2回

行政書士 山中 直美



今回は、具体的にどのような書類を準備すればよいか「申立てに必要な書類等のチェック表」をご案内いたしますので参考にしてください。

1. 申立書類及び費用など

<input type="checkbox"/>	(1)	申立書	家庭裁判所に定型用紙があります。
<input type="checkbox"/>	(2)	収入印紙800円分	
<input type="checkbox"/>	(3)	登記印紙4,000円分	収入印紙とは違う印紙です。お近くの郵便局にお尋ねください。
<input type="checkbox"/>	(4)	郵便切手3,380円分	500円×4枚、80円×15枚、20円×4枚、10円×10枚
<input type="checkbox"/>	(5)	鑑定費用10万円	鑑定に伴う医師への報酬です。申立後の振込みでもかまいません。※補助開始では事前納付の必要はありません。

2. 申立人についての書類 ※申立人が候補者となる場合は、4の書類も必要です。

<input type="checkbox"/>	(6)	戸籍謄本	本籍地の役場で発行。郵便取寄せもできます。
--------------------------	-----	------	-----------------------

3. 本人(判断能力が不十分な人) についての書類

<input type="checkbox"/>	(7)	戸籍謄本	(6)と同じ
<input type="checkbox"/>	(8)	戸籍附票または住民票	戸籍附票は本籍地役場で、住民票は住民登録先の市区町村役場で発行。
<input type="checkbox"/>	(9)	登記されていないことの証明書	最寄りの法務局又は地方法務局(法務局の支局や出張所では取り扱っていない)。
<input type="checkbox"/>	(10)	成年後見用診断書	医師に作成してもらう。定型診断書用紙は家庭裁判所で配布。
<input type="checkbox"/>	(11)	本人所有財産の目録	家庭裁判所に定型用紙があります。
<input type="checkbox"/>	(12)	財産についての資料	

4. 成年後見人や保佐人、補助人の候補者についての書類

<input type="checkbox"/>	(13)	戸籍謄本	(6)と同じになる場合は1通でかまいません。
<input type="checkbox"/>	(14)	戸籍附票または住民票	(8)と同じ
<input type="checkbox"/>	(15)	身分(身元)証明書	破産宣告などを受けていないことの証明書です。本籍地の市区町村役場にて発行。
<input type="checkbox"/>	(16)	登記されていないことの証明書	(9)と同じ
<input type="checkbox"/>	(17)	候補者質問票	家庭裁判所に定型用紙があります。

次回は財産について必要な書類をご案内いたします。

TEL: 082(293)7125

ホームページ:

[山中直美行政書士事務所](#)

(月～金 10:00～18:00)



編集後記

ここ最近お天気が不安定なせいか体調を崩し気味でした。しっかりと栄養と睡眠を取って規則正しい生活を心掛け健康な身体を維持していきたいと思えます。皆様も体調を崩さないようお身体に気をつけてください。(荒木)

*皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャブオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。
〒730-0845 広島市中区舟入川口町4-2「キャブ介護事業サポート」

きゃぶす便り定期購読について

きゃぶす便りの定期購読をご希望の方は、お届け先の郵便番号、住所、事業所名(ご氏名)、「きゃぶす便り定期購読希望」と明記の上、下記フリーダイヤルFAX宛てにお送りください。無料でお届けします。

 FAX 0120-47-1704

ちょっとしたフリーソフト 今日の紹介 卓上カレンダー

MS オフィスを使っている方はアウトLOOKというソフトを使っているかもしれませんが。アウトLOOKだとちょっと見たりするには大げさな感じ...とされている方には、この卓上カレンダーを使ってみてはいかがでしょうか。

おためしあれ!

<http://www.vector.co.jp/soft/dl/win95/personal/se059040.html>